



孤独・孤立^{対策}
官民連携プラットフォーム

孤独・孤立対策について

令和5年8月2日（水）

内閣官房 孤独・孤立対策担当参事官 田村 真一

孤独・孤立対策

背景

- 社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により**孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**
※ 我が国は、社会関係資本に関連する指標（社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）等）がG7の中で下位に位置する（国連「世界幸福度報告」）
- 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念
→ コロナ禍が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

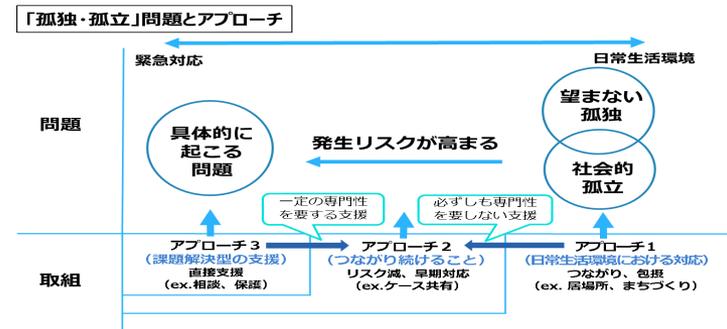
孤独・孤立対策

<基本理念>

- (1) **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体**で対応（孤独・孤立対策はすべての国民が対象）
- (2) **当事者や家族等の立場**に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と**対等につながり、人と人との「つながり」を実感**できる施策を推進（ウェルビーイングの向上、社会関係資本の充実も）
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で**緩やかに築ける社会環境**づくり
→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

<基本方針> → **具体的施策は重点計画に記載**

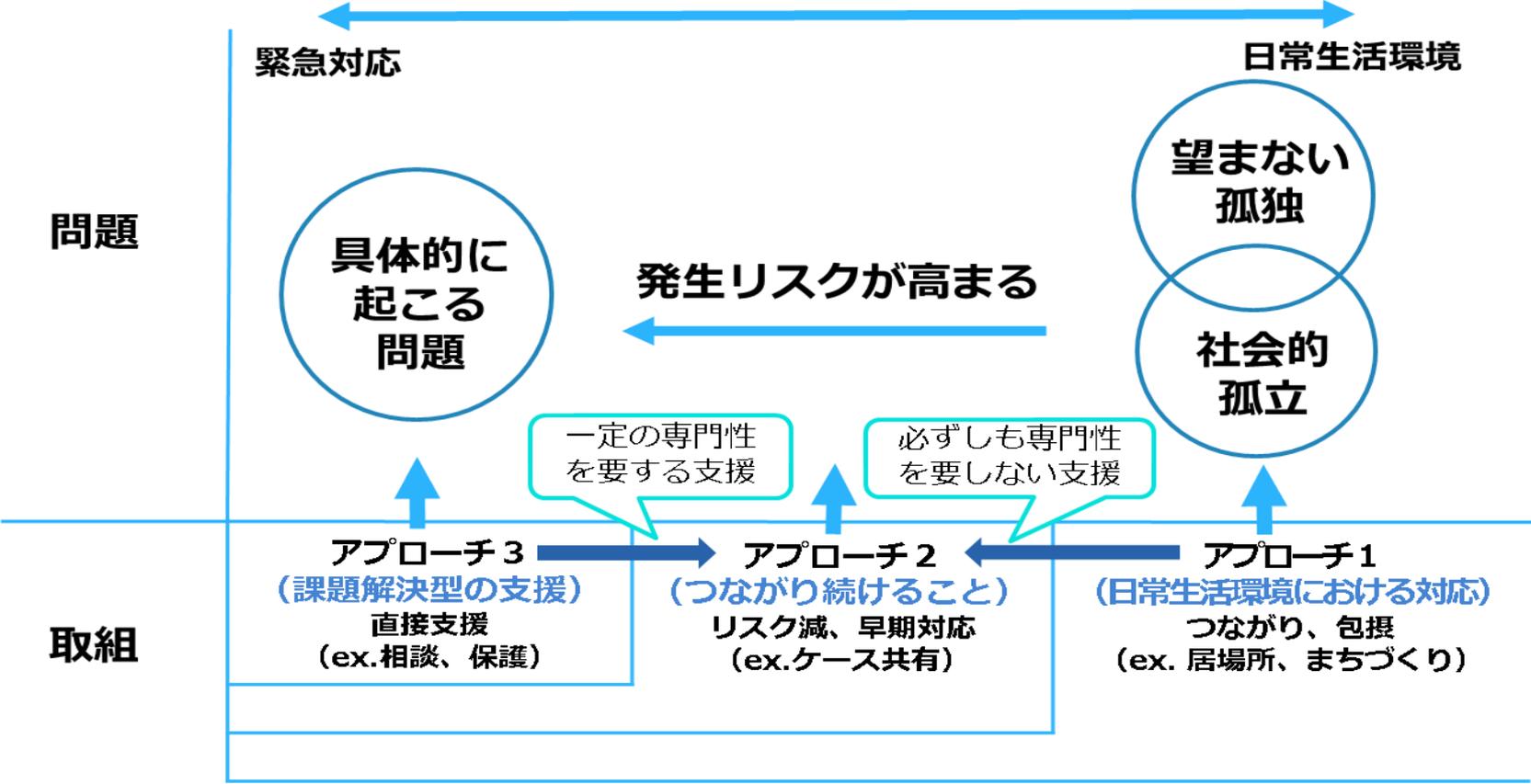
- (1) **孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会**とする
 - ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ② 支援情報の発信（ウェブサイト等）
 - ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる
 - ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等）
 - ② 人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**
 - ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
 - ② アウトリーチ型支援
 - ③ 「社会的処方」の活用
 - ④ 地域における包括的支援体制
- (4) **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**
 - ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援）
 - ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備



「孤独・孤立対策の重点計画」で、政府が今後重点的に取り組む具体的施策をとりまとめ、毎年度を基本としつつ必要に応じて、重点計画全般の見直しを検討。

⇒ 孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくため、国・地方公共団体における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行う

「孤独・孤立」問題とアプローチ



様々なライフステージに応じた「孤独・孤立対策」に関する支援施策



出生



児童生徒・学生



就職



妊娠・出産・子育て



退職・高齢

＜児童虐待・子供の貧困等＞

- ①児童相談所・社会的養護
- ②ひとり親世帯の困窮（子どもの生活・学習支援事業、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業）
- ③子ども食堂・子ども宅食・学習支援等による居場所づくりや見守り強化に対する補助
- ④子ども食堂やフードバンク等の食材提供に係る補助
- ⑤国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等を通じた子ども食堂等への提供
- ⑥フードドライブの推進による、子ども食堂やフードバンクの食材提供に係る支援

＜児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）＞

- ①スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実や関係機関との連携の促進
- ②24時間子供SOSダイヤル
- ③「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進
- ④SNS等を活用した相談事業
- ⑤不登校児童生徒に対する支援
- ⑥子どもの人権SOSミニレター

＜新入生を含む学生・労働者等＞

- ①学生の学修継続のための支援（相談窓口・経済的な支援・メンタルヘルスケアなど）
- ②テレワークガイドラインの周知・啓発
- ③就職氷河期世代支援
- ④難聴者のための補聴器等に関する支援 ⑤職場におけるメンタルヘルス対策

＜妊娠・出産・子育て＞

- ①若年妊婦等への支援、産後うつ予防、ワンオペ育児の予防・防止
- ②無戸籍者問題解消事業

＜ひとり暮らし・フレイル・介護＞

- ①感染防止と両立する地域全体のつながり推進
- ②高齢者の通いの場の継続・再開
- ③地域支援事業における包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- ④熱中症対策
- ⑤難聴高齢者の調査
- ⑥難聴者のための補聴器等に関する支援（再掲）

＜子供・若者の育成支援＞ ①子供・若者育成支援体制の整備 ②子供・若者育成支援人材の養成 ③ヤングケアラー対策

＜自殺防止（SNS相談・電話相談）・メンタルヘルス対策＞ ①支援情報検索サイトの活用 ②自殺防止対策に係る相談支援の体制強化 ③NPO法人等が行うSNS等を通じた相談の強化 ④自殺防止に関する検索連動相談窓口案内の強化

＜生活困窮（アウトリーチ支援・住まいの支援等）・生活保護＞ ①自立相談支援等における包括的な支援 ②ケースワーカーによる訪問等 ③住まいの支援（公的賃貸住宅、居住支援法人） ④生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進 ⑤生活保護世帯を含む生活困窮者への就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの推進 ⑥生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成 ⑦フードバンクの食材提供に係る補助（再掲） ⑧国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供（再掲）

＜ひきこもり（居場所づくり・アウトリーチ支援）＞ ①ひきこもり状態にある者や家族等への相談支援 ②居場所づくり等、状況に寄り添った支援 ③農福連携の推進 ④関係団体等と連携した国立公園の情報発信・来訪促進による心身の健康増進

＜女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）＞

①困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援等 ②DV被害者等支援 ③性犯罪・性暴力被害者支援 ④いわゆる「生理の貧困」 ⑤女性の人権ホットライン

＜被災者支援＞

①コミュニティ形成支援事業 ②被災者見守り・相談支援事業 ③「心の復興」事業

＜犯罪被害者支援＞

①性犯罪被害相談電話の運用 ②民間支援団体と連携した犯罪被害者支援 ③犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実

＜再犯防止等＞

①地方公共団体における再犯防止の取組の推進 ②法務少年支援センターにおいて悩みを抱える保護者や本人等が社会から孤立しないよう心理的援助 ③刑務所出所者等の就労・住居の確保 ④刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施 ⑤矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援 ⑥保護観察所における薬物依存対策 ⑦保護司等民間ボランティアによる支援 ⑧医療観察対象者の社会的孤立による再被害行為等を防ぐ支援の実施

＜消費者被害防止＞

①消費者被害の未然防止等のための見守り、啓発活動・相談体制の強化 ②消費者被害の防止及び回復

＜外国人・在外邦人に対する支援＞

①②相談支援事業 ③在外邦人に対するきめ細かい支援、困窮在外邦人等対策

孤独・孤立対策の基本理念等を追加

- ✓ 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中で、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念される新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、**社会に内在する孤独・孤立の問題**に対し、**政府として必要な施策を着実に実施**
- ✓ **人と人との「つながり」を実感できること**は、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、**社会関係資本の充実に資する**という考え方の下で、施策を推進
 - ※ 国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標が G7の中で下位グループに位置している
- ✓ **日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ**、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、**人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくり**を目指す

孤独・孤立対策の更なる推進・強化

(1) 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする

- ✓ 孤独・孤立の**実態把握**を推進【孤独・孤立の実態把握、こども・若者の行動・意識に関する実態把握、在外邦人の実態把握等】
- ✓ 令和 3 年実態調査結果を踏まえ、**「予防」の観点からの施策**を推進
- ✓ 孤独・孤立への理解や機運醸成のため、**周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備等**を推進
孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果に沿って具体的な取組を進める【声を上げやすい・声をかけやすい環境整備等】

(2) 状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる

- ✓ **一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備**に取り組む【統一的な相談支援体制の推進】

(3) **見守り・交流の場や居場所**を確保し、**人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**を行う

- ✓ 日常の様々な分野における**緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進**【地域における孤独・孤立対策のモデル構築、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実等】

(4) 孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動**をきめ細かく**支援し、官・民・NPO等の連携**を強化する

- ✓ **地方における連携プラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」を目指す）**【地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進】
- ✓ 官・民の連携基盤の形成に当たって、**官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る**
民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画を推進【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営】

あなたはひとりじゃない（孤独・孤立対策ウェブサイト）

一般向けページ (サイトトップページ)

自動応答によるチャットボットにより、約150の国の支援制度や相談窓口の中から、利用者の悩みに応じたものを紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのFAQや専門家からのヒント等を掲載。

悩みに対応する国の支援制度・相談窓口を紹介

<p>01-1000 あなたが困っていること、悩んでいることはどのようなことですか。</p> <p>国名、住まい、年齢</p> <p>生活や学校に関する悩み</p> <p>仕事・勉強</p> <p>結婚・出産</p> <p>子育て</p> <p>一緒に悩んでいる人との関係</p> <p>介護（高齢者や障がい者、認知症、トイレット入浴などの相談）</p> <p>国際線、国際郵便</p> <p>病気、事故や「社会とのつながりの断絶」</p> <p>交通費、税金</p> <p>新型コロナウィルス対策</p> <p>自分の気持ちや悩みを伝える場がない</p>	<p>01-1000 ありがとうございます。あなたの考えを受理させていただきます。</p> <p>01-1000 【国名・難民サポート事業】 海外で子育て経験などによる差別・差別的な扱いに悩む方に対する相談支援を受けることができます。また、海外に帰国したい、育児支援が必要な状態を改善したいことができます。 【結婚】お返しに相談できる人がいないなど、支援が必要な妊娠経緯及びその家族【出産後】お返しに相談できる人がいないなど、支援が必要な妊娠経緯及びその家族【出産後】お返しに相談できる人がいないなど、支援が必要な妊娠経緯及びその家族</p> <p>01-1000 【海外ケア事業】 海外ケアセンターや利用者の国等において、海外で保護者などによる虐待や脅迫に関する相談、育児サポートなどの必要に応じて支援を受けることができます。 【結婚】お返しに相談できる人がいないなど、支援が必要な妊娠経緯及びその家族【出産後】お返しに相談できる人がいないなど、支援が必要な妊娠経緯及びその家族</p> <p>01-1000 ひとづねに関する ほしめに関する</p>
--	--

FAQ

皆さんからのよくあるご質問

01.なぜ孤独・孤立対策が必要？

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナの長期化によって、孤独・孤立の傾向がより一層顕著になっています。
これは、まさに時代の社会情勢として、真正面から向き合うことが必要であるという考えのもと、本年2月に国連・孤立問題に関する、世界で初めての国際会議が開催されました。



専門家からのヒント

まずは相談してみましょう

全国のさまざまな相談窓口にいる社会福祉士の目線から、相談窓口を活用することのメリットと活用するためのポイントを教えていただきました。
ヒントを読んで、ぜひ相談窓口を上手に活用してみてください。



【サイトバナー・QRコード】

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
孤独・孤立対策担当室



【URL】 <https://notalone-cas.go.jp/>

18歳以下向けページ (サイト内ページ)

自動応答によるチャットボットにより、利用者の悩みに応じた相談窓口を紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのQ&A等を掲載。

悩みに対応する相談窓口を紹介

<p>ボット(国) あなたに当てはまるものをえらんでください。</p> <p>小学校1・2年生</p> <p>小学校3・4年生</p> <p>小学校5・6年生</p> <p>中学生</p> <p>15~18歳</p>	<p>01-41 電話が話したい</p> <p>ボット(国) ありがとうございます。 お話ができる相談窓口を紹介します。</p> <p>ボット(国) 【いのち50S】 電話番号：0120-061-338 受付時間：月 24時間、火~日 10:00~24:00</p> <p>ボット(国) 【子どもの人権110線】 電話番号：0120-007-110 受付時間：平日8:30~17:15</p>
--	--

悩みを抱えている方の質問や回答

こころ ひとりぼっちをどうしよう
孤独・孤立対策担当室が答えます
しつもん
みなさんからの質問

- Q 悩みごとって1人で解決するものですか？
- A いいえ、悩みごとは1人で解決するものではありません。1人で悩みをかかえていると、だんだん気持ちが悪くなる場合があります。

まずは周りの人や相談窓口でお話してみるのはいかがでしょうか。誰かにたよることは、決してはずかしいことでもありません。

【サイトバナー・QRコード】

18歳以下のみなさんへ

悩みを相談できる窓口をご紹介します。

探してみる



【URL】 <https://notalone-cas.go.jp/under18/>

孤独・孤立相談ダイヤル（統一的な相談窓口体制の推進）

- 長引くコロナ禍や物価高騰等を踏まえ、**孤独・孤立で悩む方へのきめ細やかな対応**が課題。
- 孤独・孤立に関する**個人の悩みは複雑化・多様化**。一方、**相談窓口は分野やエリアに応じた様々なもの**が存在。
- 相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、**NPOなど関係団体が連携して、統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制（「孤独・孤立相談ダイヤル」#9999）や相談と支援をつなぐ連携の強化**を試行中。

実施体制

- 官民連携プラットフォームの担当幹事団体が本試行の実施に向けて企画、検討。
- 相談対応、地域での支援については、官民連携プラットフォーム加入団体が協力。
- 関係省庁、電気通信事業者、各自治体、警察、自立相談支援機関等の協力を得て実施。
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる。

実施状況

7月 7日～7月14日	第1期試行
8月30日～9月 6日	第2期試行
12月1日～2日	いのちの日に試行
12月28日～1日4日	年末年始に試行

※試行終了後、分析、検証、プラットフォーム分科会で今後の方策の検討

第1期の状況

- 呼出件数：**14,678件**、接続完了：**3,823件**、**応答率：26.0%**
- **利用者が選択できる分野**は8、以下の順に多かった。
①**孤独・孤立での悩み** ②**死にたいほどつらい気持ち** ③**生活困窮**
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：38件
- 相談者の年代（推定）は、中高年の利用が8割。
- 相談の類型は、心の病気や不調、自分の悩みを話せる場所がない、暮らし・お金、家庭や家族、同居人との関係、死にたい・消えたい気持ちの順に多かった。

第2期の状況

- 呼出件数：**10,353件**、接続完了：**1,998件**、**応答率：19.3%**
- **利用者が選択できる分野**は8、以下の順に多かった。
①**孤独・孤立での悩み** ②**死にたいほどつらい気持ち** ③**生活困窮**
- **応答率**は、**孤独・孤立：27.3%（10.5%）**（※（ ）は第1期）
死にたいほどつらい気持ち：78.6%（86.9%）
生活困窮：47.1%（12.6%）
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：30件

12月1日（いのちの日）の状況

- ねらい：**いのちの日に合わせ、「孤独・孤立での悩み」に特化した相談日とし、広く協力を募り体制を強化するとともに、体制強化と合わせ、効果的に広報。**
- 呼出件数：**813件**、接続完了：**489件**、**応答率：60.1%**
（参考）18歳以下 呼出件数 65件（49件）
- **利用者が選択できる分野**は2
応答率は、18歳以下：**60.0%（26.5%）**（※（ ）は第2期）
18歳より上：**78.4%（27.3%）**
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：12件

年末年始の状況

- ねらい：既存の窓口の多くが閉まり、**利用者のニーズが高まる時期に実施。**
- 呼出件数：**26,567件**、接続完了：**1,165件**、**応答率：4.4%**
- **利用者が選択できる分野**は3
応答率は、18歳以下：**57.8%**
性別の違和等18.3%
孤独・孤立：6.1%
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：17件

⇒ **統一的・総合的な相談支援体制の本格実施に向け、取組を継続**

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進

- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する事業。
- 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。

※令和4年度実績 29団体（都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体）

実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

実証事業

地域の実情に応じ実施

- 官民連携プラットフォームの構築 ◎
- 孤独・孤立に関する普及活動 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 当該地域における孤独・孤立の状況把握
- 地域における担い手の把握・見える化
- 人材確保・育成を目指す研修実施 など

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査の採択について

NPO等が主体となった日常生活における孤独・孤立の予防や早期対応につながる取組の普及を目指す「地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査」に応募のあった72件の提案の中から、有識者で構成される審査評価委員会の意見を踏まえて、47件のモデル的取組を採択しました。

◆調査概要

NPOや社会福祉法人等非営利団体を対象に、①市区町村区域を対象とした取組（上限200万円）、②小学校区等の区域を対象とした取組（上限50万円）について支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ全国展開を図る。

取組に当たっては、委託先である（株）NTTデータ経営研究所が伴走支援を実施。

◆公募状況

公募期間：令和5年4月27日～5月26日

採択件数（応募件数）：47（72）

うち①市区町村区域を対象とした取組：35（60）

②小学校区等の区域を対象とした取組：12（12）

【採択事業の例（市区町村区域を対象とした取組）】

つながりを実感できる地域づくり

空家再生型メンズ・シェッドとおやじ講を融合させた孤独・孤立対策

特定非営利活動法人しんしろドリーム荘（愛知県）

退職後の男性高齢者の孤独・孤立対策として、地域の空家を再生し、木工や金属工作などを共同する「メンズ・シェッド(Men's Shed、男の小屋)」で、車座になって情報交換する場「おやじ講」を開催。そこに集まった者がお互いの抱える問題の解決や地域貢献について考え、他者のためになるイベントを企画運営するといった作業を通じて、生きがいを見い出す。

ミツバチと共に創る 心を繋ぐ地域共生コミュニティ

一般社団法人WATALIS（宮城県）

コミュニティカフェと担い手不足による遊休農地を活用し、孤立化しがちな高齢者をはじめ障がい者やメンタルヘルスに問題を抱えた人などを対象として、ミツバチをテーマとした体験型プログラムを実施。地域の自然環境について学び、景観維持と環境保全を促進するための実践活動を行う。交流と地域貢献の取組を通じて、多様な構成員が職業や世代を超えて繋がる新たな地域コミュニティを創る。

誰もが参加できる居場所

こども食堂での文化プログラム体験を通じた多世代間の交流促進事業

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（福井県）

少子高齢化、コミュニティの弱体化、町村合併により地域の支え合い力が低下、子どもや子育て世帯、高齢者の孤立等が課題となっている。そのため、こども食堂にて、絵手紙教室や昔遊び等を実施し、地域住民に出番をつくとともに、新興住宅と旧村部等との繋がり機会とし、地域の人と人との「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを行う。

たまきちょう

玉城町つながりプラットフォーム事業

NPO法人わんず（三重県）

誰もが気軽に利用できるプラットフォームを開設。当法人事務所を週5日開放し、多世代の交流の場とするほか、農作業、事務作業や内職の請負など、希望者が社会参加できる企画を実施し、孤独・孤立に陥りにくいしくみを創る。公式LINEを利用し、深夜0時まで会話・相談ができるチャットを開設。地域と分野を横断した見守りとして、他団体と連携し、情報交換や検討を行う場を設ける。

新しい居場所のかたち

リビングカーによるお出かけ「いとこんち」

一般社団法人ソーシャルペダゴジーネット（北海道）

子育て中のシングルマザー・ヤングケアラー・社会的養護施設出身者など、孤独・孤立リスクが高い子どもや若者を主な対象として、調理機能と交流機能を備えた車両で市内各地に出向いて、見守り型サロンを展開する。サロンでは、当該子ども・若者と、見守ってくれる地域住民とを「親戚のような」距離感で繋いでいく。

中高生のIT居場所を活用した孤独・孤立解消を目指す包括支援事業

NPO法人CLACK（大阪府）

中高生が興味を持ちやすいゲーミングPCや3Dプリンターなどの機器を活用した居場所を開設し、特に孤独・孤立状態にある中高生とつながりやすい場をつくる。貧困や発達障害、外国ルーツなどの様々な困難を抱えている中高生に対しては、福祉専門職職員がケアを行う。孤独・孤立の解消には、行政や学校・支援団体との連携も含めた包括的な支援が必要なため地域資源の掘り起こしも行う。

採択予定団体候補一覧 ①市区町村区域を対象とし、地域の関係団体との協働による取組

	団体名	取組名	活動地域
1	一般社団法人 ソーシャルペダゴジーネット	リビングカーによるお出かけ「いとこんち」	北海道札幌市
2	一般社団法人 WATALIS	ミツバチと共に創る 心を繋ぐ地域共生コミュニティ	宮城県亘理町
3	特定非営利活動法人 ほっとプラス	生活困窮者のコミュニティの活性化および実態調査	埼玉県さいたま市
4	ハピママメーカープロジェクト	孤立するキャバクラや風俗などで働く方を主対象に制度や既存の支援団体からの支援からもれてしまう方への居場所づくりと支援事業	埼玉県川口市ほか (横浜黄金町・東京多摩・山梨・福岡・東京渋谷等)
5	社会福祉法人 九十九里ホーム	孤独・孤立の防止につながる福祉のまちづくりプロジェクト	千葉県匝瑳市
6	一般社団法人 生きづらさインクルーシブデザイン工房	社会的孤立孤独(ひきこもり等)に関する合同相談講演会事業	東京都
7	特定非営利活動法人 芸術家と子どもたち	芸術家のワークショップによる孤立を防ぐ子どもの居場所づくり	東京都豊島区
8	特定非営利活動法人 サンカクシャ	eスポーツやライブ配信を用いたオンラインの居場所作り	東京都豊島区、板橋区、北区、文京区
9	一般社団法人 Arts Alive	対話型アート鑑賞《ARTRIP》や物語創作プログラムによるあらゆる世代の孤立、孤独防止事業	東京都北区、港区、品川区、台東区
10	一般社団法人 ママの孤立防止支援協会	ママの孤独・孤立防止専用LINE「モヤツイ (モヤモヤtweet)」事業	東京都足立区
11	一般社団法人 フードバンク八王子	食で結ぶ「孤独・孤立対策プラットフォーム」の構築	東京都八王子市
12	特定非営利活動法人 育て上げネット	若者のための夜の居場所 (夜のユースセンター) 設立事業	東京都立川市
13	特定非営利活動法人 こまちぶらす	多様な人でお惣菜をつくり届ける過程で子育てしやすい街をつくる	神奈川県横浜市戸塚区
14	坂井市国際交流協会	さかいからせかいへ国際フェスティバル	福井県坂井市
15	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	こども食堂での文化プログラム体験を通じた多世代間の交流促進事業	福井県坂井市
16	一般社団法人 よだか総合研究所	中山間地域の不登校児等を対象とした森のユースセンター事業	岐阜県揖斐川町、本巣市

	団体名	取組名	活動地域
17	特定非営利活動法人 LivEQuality HUB	地域連携で実現する、孤独を抱えた母子のための居場所づくり事業	愛知県名古屋市
18	一般社団法人 チャンス	ホップ・ステップ・チャンスでつながろう	愛知県名古屋市、三重県桑名市、四日市市
19	特定非営利活動法人 かみああと	日本版メンズ・シェッドの提供事業	愛知県瀬戸市
20	特定非営利活動法人 しんしろドリーム荘	空家再生型メンズ・シェッドとおやじ講を融合させた孤独・孤立対策	愛知県新城市
21	特定非営利活動法人 わんず	玉城町つながりプラットフォーム事業	三重県玉城町
22	NPO法人 SKY	中高年男性の孤独・孤立予防対策	大阪府大阪市
23	一般社団法人 NIMO ALCAMO	休職者・離職者が社会と繋がる、小さな仕事と居場所の一体化事業	大阪府大阪市
24	NPO法人 CLACK	中高生のIT居場所を活用した孤独・孤立解消を目指す包括支援事業	大阪府大阪市淀川区
25	特定非営利活動法人 こどもサポートステーション・たねとしずく	0歳からのインクルスペース「こども・若者図書館」プロジェクト	兵庫県西宮市
26	特定非営利活動法人 岡山NPOセンター	近い立場による若者・子育て世代の孤立孤独を防ぐためのパイロット事業	岡山県岡山市
27	一般社団法人 SGS	困る前に寄り添うユース食堂の運営	岡山県岡山市
28	一般社団法人 ふらっと	地域の子ども達とおっちゃん有志でみんなで集える公園を作ろう	徳島県海陽町
29	特定非営利活動法人 抱樸	SUBACOを拠点とした全世代ごちゃまぜに支え合う地域づくりの取組	福岡県北九州市
30	一般財団法人 ウェルネスサポートLab	かかりつけナースと家事教育によるかくれシングルマザー孤立予防	福岡県福岡市中央区
31	一般社団法人 大牟田未来共創センター	市営住宅における住民同士・地域との「つながり」を構築する取組	福岡県大牟田市
32	NPO法人 トナリビト	親を頼れない子ども・若者のためのオンライン相談窓口のシステム強化	熊本県熊本市
33	NPO法人 子育て応援ワクワクピース	人・物・心を循環させる赤ちゃんから高齢者までの3世代交流拠点	大分県大分市
34	特定非営利法人 カーサグランデ	多様な事業を通じたこども・若者・高齢者のコミュニティ創造事業	宮崎県宮崎市
35	特定非営利活動法人 やどかりサポート鹿児島	当事者主体の互助活動を推進する居場所運営とアウトリーチ活動	鹿児島県鹿児島市

採択予定団体候補一覧 ② 小学校区や自治会等の区域を対象とし、地域に密着した取組

	団体名	取組名	活動地域
1	一般社団法人 青空プロジェクトTHE DAY	地域暮らしの「先輩」との対話による孤独・孤立対策の推進	栃木県那須塩原市
2	地域サロン・さくら	フレイル予防、認知症（MCI）予防、仲間作り	千葉県柏市
3	特定非営利活動法人 CONNECT	みんなで繋がる！私の避難所	東京都大田区
4	こどもの地域活動「たのつく」	子どもと大人の地域イベント「たのつくフェス」	東京都小平市
5	特定非営利活動法人 教育支援協会南関東	不登校やひきこもり傾向の若者がつなく世代間交流	神奈川県横浜市
6	特定非営利活動法人 森ノオト	「気づきの和」普及啓発のための通信発行・全戸配布プロジェクト	神奈川県横浜市青葉区
7	NPO法人 街の家族	まちっこ家族、じっちゃん、ばあちゃん 三世代見守り愛活動	横浜市青葉区市立奈良小学校区および地域の幼稚園、保育園の通園エリア
8	特定非営利活動法人 地域で子どもを育む会	小学生と地域の大人と学生たちが取り組む楽しい居場所づくり	神奈川県川崎市高津区久本
9	ハレトケの会	あいりん地区単身高齢者のつながりづくり・支援者間のネットワークづくり	大阪府大阪市西成区
10	一般社団法人 Shien	自治会運営サポート地域デジタル化推進支援×住民の孤独・孤立世帯を防ぐ取組み	大阪府阪南市
11	特定非営利活動法人 アクションタウンラボ	スマイルフードドライブ2023	福岡県福岡市
12	特定非営利活動法人 福岡終活・相続支援センターみらいあん	ぶらウオーク福岡	福岡県春日市

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

孤独・孤立対策における地方公共団体の役割と基本的施策

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 (略)

孤独・孤立施策の効果的な推進のための関係者相互間の連携と協働の促進（第11条関係）

趣旨

- 孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、当事者等への支援を行う者それぞれ単独での対応は困難。
- このため、国及び地方公共団体において、官・民の取組の連携・協働を図る観点から、**国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者相互間の連携と協働を促進**するために必要な施策を講ずるよう努めることについて、規定するもの。

地方自治体における具体の取組

官民連携プラットフォーム ※地域の実情に応じて組み立て

関係者間で顔の見える関係を構築し、連携・協働による効果的な施策を推進

行政機関の各部署

当事者等支援を行う
民間団体

地域住民、地域団体

民間企業

その他関係団体

取組例

- ・ 実態把握、取組方針の策定
- ・ 情報共有、相互啓発活動
- ・ **当事者等への支援**
- ・ 社会資源の開発
- ・ 住民への情報発信、普及啓発活動
- ・ 人材確保・育成のための研修

孤独・孤立対策地域協議会

（第15条～第19条関係）

- 当事者等支援を行う関係者で構成
- 具体の支援内容について協議
- 関係者に秘密保持義務（罰則付き）を課すなど関係者間で情報共有を円滑に行える仕組を整備

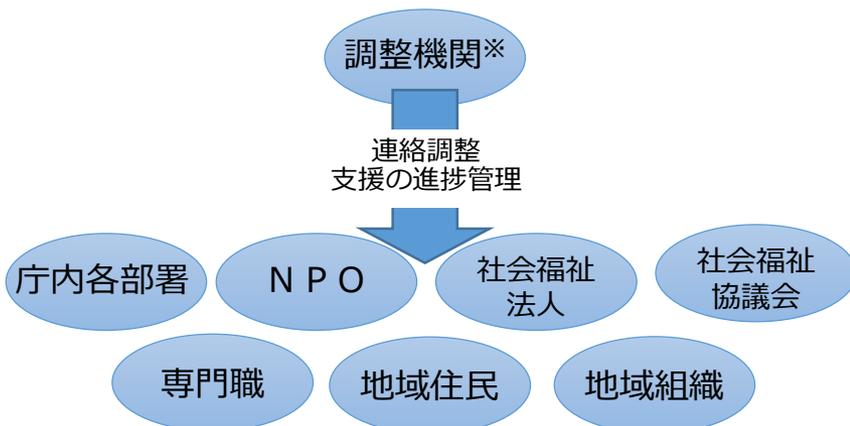
孤独・孤立対策地域協議会（第15条～第19条関係）

概要

- 複合的な要因が背景にある孤独・孤立の状態にある当事者等への支援に当たっては、**個々の状況に応じて多様なアプローチや手法による分野横断的な対応**が求められる。
- また、これまでは、関係者間で連携した当事者等への支援を行うに当たって**個人情報の共有に関するルール**がなく、現場で支障が生じたケースがあった。
- このため、**地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援に関係する機関等により構成される孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるもの**とするとともに、**関係者間で必要な情報の共有が円滑に図られるために必要な規定の整備**を行うもの。

孤独・孤立対策地域協議会

- ・必要な情報を交換し、当事者等への支援内容について協議
- ・協議会の従事者に秘密保持義務（罰則付き）をかけるなど、支援に必要な情報を関係者間で共有できる仕組みを整備



※調整機関は、必要に応じて協議会の構成機関等から指定できる

当事者等

現時点では福祉等の制度による支援の必要はないが、孤独・孤立の状態や心身の健康が悪化しないために何等かの支援をする必要があると認められるようなケースを想定。

具体例：

- ・死にたいという気持ちがある。両親ともに病気・障がいを持っており面倒をみているがつらい。仕事はしているが自分も精神疾患で通院中。生活全般の相談がしたい。
- ・定年退職後に突然、事故で妻を亡くしてしまい、一人暮らしとなった。友人が心配して訪問するも、放っておいてくれと追い帰されてしまう。家も散らかり放題で、食事も十分に摂れていない様子。

支援

既存の協議体（社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業や生活困窮者法に基づく支援会議、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会など）を活用した支援も可能とする運用とする予定